

# 霧島市交通安全計画

～交通事故のない社会を目指して～

(令和3年度～7年度)



霧島市交通安全対策会議

## ま え が き

交通安全対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号）に基づき、昭和46年度以降10次にわたる交通安全計画を作成し、それぞれの市町村、関係民間団体等が一体となって各般にわたる交通安全対策を強力に実施してきた。

霧島市は、鹿児島県中央部に位置する人口・面積ともに県下第2の都市であり、海や山の風光明媚な場所も多く、観光地や多くの温泉地を抱え、一方では、先進企業や大学などが所在する活気あふれるまちである。

しかし、空港や高速道路、鉄道といった交通の要衝でもあるため、人の行き来が多く、毎年交通事故により尊い命が失われている。

霧島市の過去5年間の交通事故（人身事故）発生状況を見ると、数字的には、件数、傷者数とも減少傾向である。しかしながら、死亡事故については、過去5年間のうち、最多の年（平成29年）で9件と憂慮すべき状況にある。

今後も、急速な高齢化の進展や道路利用者の遵法精神・規範意識の希薄化等、交通環境は厳しさを増していく状況である。

また、鉄道の分野においても、一たび交通事故が発生した場合には、多数の死傷者を伴う重大な事故となるおそれが常にある。

このような状況から、交通事故の防止は、従来にも増して、国、県、市町村及び関係民間団体、さらには、市民一人ひとりが全力を挙げて取り組まなければならない緊急かつ重要な課題であり、引き続き、人命尊重の理念の下に、交通安全対策全般にわたる総合的かつ長期的な施策の大綱を定め、これに基づいて諸施策を一層強力に推進していかなければならない。

この交通安全計画は、このような観点から、交通安全対策基本法第26条第1項の規定に基づき、令和3年度から7年度までの5年間に講ずべき交通安全に関する施策の大綱を定めたものである。

この交通安全計画に基づき、本市においては、交通の状況や本市の実態に即して、交通の安全に関する施策を具体的に定め、これを強力に実施するものとする。